

主権回復・国際社会復帰を記念する式典の挙行について

〔平成25年3月12日
閣議決定〕

日本国との平和条約（昭和27年条約第5号）の発効による我が国の完全な主権回復及び国際社会復帰60年の節目を記念し、我が国による国際社会の平和と繁栄への責任ある貢献の意義を確認するとともに、これまでの経験と教訓をいかし、我が国の未来を切り拓いていく決意を確固としたものにするため、下記により、主権回復・国際社会復帰を記念する式典を挙行する。

記

- 1 式典は、政府主催により、平成25年4月28日（日）、憲政記念館において、天皇皇后両陛下の御臨席の下に、各界代表の参加を得て実施する。
- 2 式典の円滑な実施を図るため、式典委員長、副委員長、委員及び幹事を置く。
式典委員長は、内閣総理大臣とし、副委員長、委員及び幹事は、内閣総理大臣が委嘱する。